

長与町事業継続支援金(第4弾)について

問 産業振興課 ☎801-5836

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県下全域に医療危機事態宣言が発令されたことに伴い、県内における不要不急の外出・移動自粛により事業活動に大きな影響を受けている町内事業者に対して支援を行います。



●対象者

令和3年4月24日時点で、町内に本社がある法人もしくは住民登録がある個人事業主で、令和3年4月、5月または6月の売上高が前年比(前々年比)20%以上減少しており、長崎県事業継続支援給付金または長崎市営業時間短縮要請協力金(令和3年度分)を受給していない(しない)こと

※減収などの各種要件があります。詳しくは町のホームページでご確認ください。

●支給金額 1事業者につき10万円もしくは比較対象年の売上月額(千円未満切捨て)のいずれか低い額

●申請期限 令和3年9月30日㊁まで(必着)

●提出先 西そのぎ商工会長与支所(専用ダイヤル☎801-4236/801-4237)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のお知らせ

問 制度に関するご質問:厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903(受付時間:平日9時~18時)

申請に関するご質問:長与町役場「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口

☎883-1111(受付時間:平日8時45分~17時30分)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したひとり親家庭を対象に特別給付金の申請を受け付けています。

●対象者

・令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が基準額※以下となった方
・公的年金(遺族年金や障害年金など)の受給により、児童扶養手当を申請していないが、収入が基準額※以下の方
※基準額は家庭の状況により異なりますので、まずはご相談ください。

●給付額 支給額:児童1人につき5万円

●申請方法 必要書類をこども政策課へ提出。

※状況により、必要書類は異なりますので、まずはお電話や窓口にてご相談ください。

●申請締切 令和4年2月28日㊁

飲食店の新型コロナウイルス感染防止対策に関する 第三者認証制度が始まっています

問 事務局コールセンター ☎0570-550-388 受付時間:9時~18時(土日祝日除)



飲食店における新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底を図るとともに、県民および来県者が安心して県内の飲食店を利用できるよう、ながさきコロナ対策飲食店認証実行委員会(事務局:長崎県県民生活環境部)が「team NAGASAKI SAFETY(新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会)」と連携し、長崎大学監修の認証基準のもとに取り組む県内飲食店の第三者認証制度です。

町内の認証店一覧(8月19日現在)

- ・料亭 うら川(嬉野郷699-5) ☎883-1662
- ・麺也オールウェイズ 長与店(嬉野郷1170-3) ☎887-3040
- ・居酒屋 めぐみ(高田郷2339) ☎856-5437

対 県内において食品衛生法による営業許可を受け事業を営んでいる者のうち飲食スペースを有する店舗が対象となります。

□ 認証申請:令和3年6月15日~
補助申請:令和3年6月15日~令和4年1月31日

他 認証制度補助金について
認証制度の認証取得に向けた適正な感染防止対策を講じるために行う設備投資等に要する備品・機械装置等購入費が対象となります。(上限10万円)